

牛小作慣行における家畜商畜主型について[※]

—岡山県川上郡旧手荘町における調査より—

竹浪重雄・荒木彰三（農業経営学研究室）

Shigeo TAKENAMI and Shōjo ARAKI

A Study on the Cattle-share Lease in the case
in which Country Dealers are Landlords

I はしがき

家畜小作を畜主と小作人との対極関係においてとらえようとする場合、当然畜主の性格によつて家畜小作関係は各々その本質、内容及び収取関係を異にするものと考えられる。畜主をその性格別に分類し、その各々について家畜小作関係を瞥見すると次の通りである。

(1) 地主：日本農業の展開過程に従つて地主そのものの性格も大きく変化して行つたが、本質的には地主は小作料収得者としての性格をもつ。従つて地主が畜主である場合の家畜小作は、本質的には土地と結びついた家畜小作であり、要するに高率小作料確保のための効果的な手段としての家畜小作であつたと考えられる⁽¹⁾。

(2) 高利貸資本：その顕現者として地主が兼ねる場合もあれば、また従来日本農村に普遍的な「地主＝商人＝金貸の三位一体的」な在村富裕者である場合もあるが、何れにしても彼等は高利収得者としての性格をもつ。従つてこれらに代表される高利貸資本が家畜小作と関係をもつた場合、家畜小作は金銭債務を伴うものとなる。これには⁽²⁾借金に基くもの、⁽³⁾低当流れに基くもの二つがある。

(3) 商業資本：高利貸資本に対して農村に存在する商業資本が家畜小作と関係する場合、その代表者は家畜商である。彼等は当然利潤取得者としての性格をもち、この場合家畜小作は当然小作家畜そのものの取引関係を伴うものとなる。家畜商が畜主である形態の家畜小作は、現在中国地方の山間部和牛生産地帯において最も普遍的な小作形態であるものと見られている⁽³⁾。

(更⁽⁴⁾に工業資本が家畜小作と関係する場合があるが、この場合小作の対象が生産物が工業原料となる用畜に限定されるので、以下和牛を主体とする本論においてはふれないこととする。)

(4) 在村有力者：上述せる何れにも属さないけれど畜主となる者に在村有力者がある。彼等は山林をもつて

いたがために農地改革後の没落をまぬがれた旧地主階層で現在山林地主、或いは農地改革後急激に発展してきた所謂富農、または商業資本と深いつながりを有する地方政治ボス等で、経済的にも社会的にも村の有力者と目される人々である。彼等は何れも保主的勢力を代表するもので、封建遺制の強い山村において旧勢力維持のための中心勢力たる性格を有するものである。これが畜主となつて家畜小作と関係する場合、家畜小作は土地小作を伴わず、また通常高利貸資本的な金銭債務も伴わないが、一方その根底に封建的な親方・子方的関係を伴うものである。

(なお畜主が個人でなく、国家、県或いは農協等、または会社等で、小作人との間に比較的近代的关系を伴うとみられるものがあるが、その各々についての実態が未だ明らかでないので、ここでは一応附記しておくにとどめる。)

以上の如く、畜主の性格が異なるにつれて家畜小作も自らその類型を異にするが、対畜主との関係において家畜小作を分類すると次の通りである。

- (1) 土地小作を伴うもの
- (2) 金銭債務を伴うもの
- (3) 家畜の取引関係を伴うもの
- (4) 親方・子方的関係を伴うもの

このように家畜小作を畜主の性格に基いて類型に分ける理由は、先にもふれた如く、畜主の性格が異なるにつれて、自らその小作関係もその本質、内容及び収取関係等を異にし、従つてその弊害のあらわれ方にも差異が生ずることとなり、従つて家畜小作解消の方策を検討するに当つても、各々の場合に適切な方策が考えられねばならないからである。

過去の家畜小作の大部分が⁽⁵⁾(1)の土地小作を伴う形態のものであつたことは、多くの文献に明らかにされている通りである。名子小作、株小作、刈分小作等に伴うも

※：本研究は昭和30年度文部省科学試験研究費補助金（課題番号40 115）により実施したものの一部である。

のも勿論この類型に属する。しかし乍ら農地改革以後地主の消滅と共にこの型に属する家畜小作は殆んどそのあとをとどめない。

次に (2) の金銭債務を伴う家畜小作も過去において多く見られたようである。しかし乍ら戦後日本経済の混乱期を経て、農村における高利貸資本はその顕現者たる地主階層の没落、並びに農村における資本蓄積の不足、或いは金利の高騰等の悪条件のために、その勢力が極めて弱体化した。一方家畜中特に牛などは現金化し易い性質もあつて債務の抵当におかれ易いが、現在なお戦前の高利貸資本的な畜主——すなわち金銭債務を伴うことをその本質とする家畜小作は、中国地方山間部においては余りその例をきかない。

従つて、現在の家畜小作において最も普遍的なものは (3) の家畜の取引関係を伴う家畜小作であり、次いで (4) の親方・子方的関係を伴う家畜小作である。後者は封建性の強く残存している山村において見られ、そこでは畜主と小作人とが家畜小作を一つの契機として親方・子方的関係を創出し、むしろ家畜商等の商業資本を排除する傾向が見られる。我々は昨年島根県中山間部に位置する三瓶山周辺農村の牛小作慣行において、主として畜主对小作人の関係からこれを解明し、同地方の牛小作が小作人の畜主に対する経済的従属を通じて農村における旧勢

力の復活、増大をもたらす一つの基盤となつていることを指摘した。このような (4) の形態の家畜小作の地域性については未だ明かでないが、一方 (3) の形態の家畜の取引関係を伴う家畜小作——すなわち畜主が家畜商である場合の牛小作は、中国地方山間部の和牛生産地帯において可成り普遍的であることが明かである。家畜の流通部門をつかさどるべき家畜商が牛小作における畜主となつた場合、畜主と云う立場と生産物販売上の優位性を通じて、生産農家に対する発言力は当然大きくなり、このことは家畜商の既先支配の確立と云う形であらわれてくる。本稿においては家畜商畜主が支配的である岡山県川上郡の一山村における調査より、特に家畜商畜主の場合の牛小作慣行について、①家畜商の既先支配と牛小作との関係を明らかにすることによつて家畜商の畜主化の要因を探求し、②家畜商畜主の場合の牛小作の弊害を明らかにし、更に③牛小作解消の方策にまで立ち入つて考察してみたい。

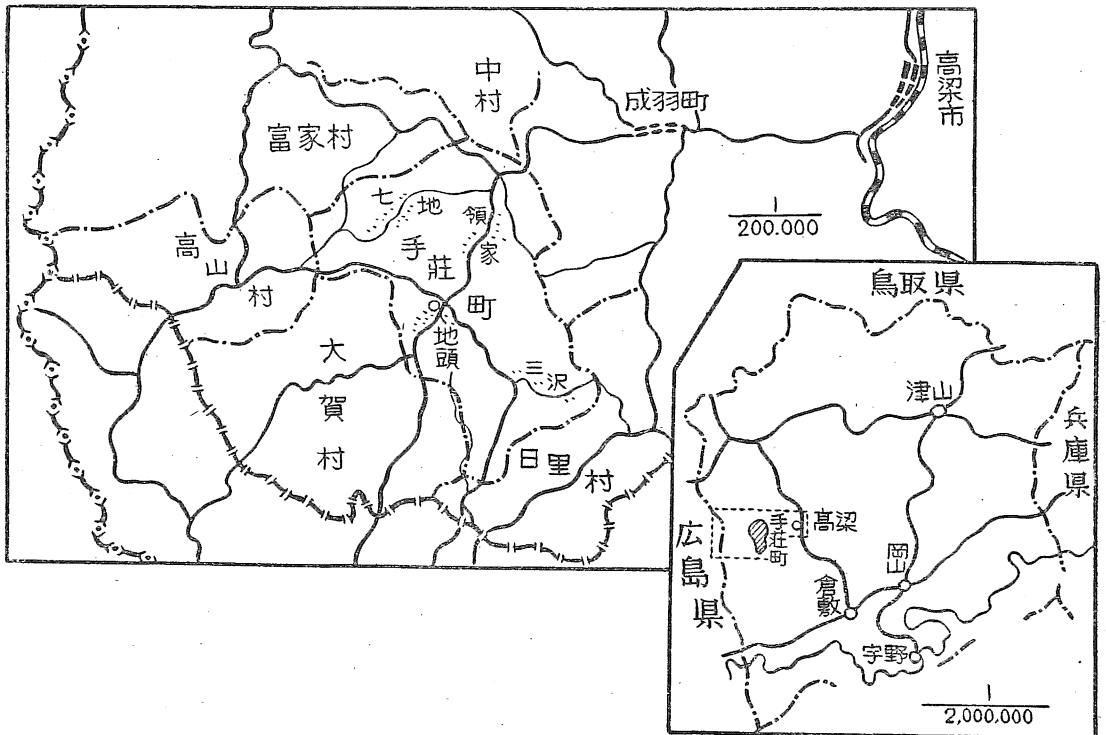
II 調査地の概況

—牛小作の背景とその特徴—

1. 一般的概況 — 村の性格 — 牛小作の背景 —

調査地手荘町は岡山県西部の中山間地帯にあり、行政区劃から云うと川上郡に属し、同郡の略々中央南寄りに

第 1 図



位置する(第1図参照)。昭29.4.1 手荘町及びその隣接せる高山、大賀の両村合併して現在川上町と称する。旧手荘町の中心まで国鉄伯備線高梁駅より17軒、井笠鉄道(後月郡井原町～笠岡市)井原駅より19軒で鉄道の便には恵まれない。しかし県道が東西と南北に走り、東は成羽町を経て備中の中心地高梁市へ、南は井原町へ、北は広島県神石郡の中心地油木町へ、西は芳井町(後月郡)へ通じ、その間町道は四通し、殆んど各部落へ自動車を通ずる道がある。バスは成羽を経て高梁へ通ずる便が極めて頻繁で、社会的にも、経済的にも高梁市の影響を受けることが大きい。本町の総戸数897戸、内農家戸数654戸、農家率73%、農林業以外に見るべき産業なく、純農村である。

農業から見た本町の性格とも云えるものは次の通りである。

(1) 山村であること

東西6.0軒、南北9.5軒、標高は最高517米、最低100米、町の中央やや北寄りを南西から北東に向つて本流領家川が貫流し、途中大竹川、三沢川を併せ、町の北端で成羽川にそそいでいる。ために土地の起伏甚だしく、急傾斜地多く、地形は極めて複雑である。土地面積は第1表の

第1表 土地面積

	総面積	耕地			山林	原野	宅地	その他
		田	畑	計				
実数	3,268.0町	184.5	241.1	425.6	1,996.0	757.0	34.5	54.9
全上%	100%	6	7	13	61	23	1	2

(注) 岡山県統計年報(昭28年版)による。

通りで、総面積3,268町歩中山林及び原野の占める割合が84%におよび、採草牧野として利用出来るところが多い。耕地率は僅か13%に過ぎず、農家は400~500米の高原地帯(七地部落)、200~300米の河川流域に沿う平坦部(地頭及び領家部落)及びその間に位する傾斜面(三沢部落)に散在し、極めて山村的性格が強い。

第4表 作物作付面積

	稲作	麦作	雑穀作	いも作	蔬菜作		工芸作				その他	合計	
					計	内白菜	計	内なたね	こんにゃく	たばこ			
													作
実数	水田	1,600.0反	525.7	—	—	—	—	36.3	35.8	0.5	—	—	2,162.0
	畑	3.1	1,231.0	487.7	310.7	253.8	154.6	299.4	55.7	54.3	112.3	7.3	2,672.7
	計	1,603.1	1,756.7	487.7	310.7	253.8	154.6	335.7	91.5	54.8	112.3	7.3	4,834.7
全上%	33%	36	10	7	5	3	7	2	1	2	2	100	

(注) 昭和29年度農家経済調査集計表(町役場資料)による。但し稲の作付面積は推定概算。

※ 岡山県市町村勢要覧(昭30.刊)による。

(2) 経営規模が小さいこと

山林原野が多く、耕地率の低いことは、そのまま農家の経営規模の零細なことに通ずる。経営耕地面積広狭別に農家戸数を見ると第2表の通りで、3反未満及び3~5

第2表 経営耕地面積広狭別農家戸数

	3反未満	3~5	5~10	10~15	15反以上	計
実数	183戸	130	293	48	—	654
全上%	28%	20	45	7	—	100

(注) 岡山県市町村勢要覧(昭28)による。

反の零細規模の階層に属する農家の割合が48%におよび10反以上の階層になると僅か7%に過ぎない。

(3) 畑地率が高いこと

前項の事情は第3表の耕地の利用区分中、1戸当の耕

第3表 耕地の利用区分

	田	畑	計	畑地率
総数	184.5町	241.1	425.6	57%
1戸当	2.8反	3.7	6.5	

(注) 前掲岡山県統計年報(昭28)による。

地面積が6.5反に過ぎないことから容易に首肯しうる。しかも1戸当6.5反の耕地中、水田は2.8反に過ぎず、畑地率が高く57%である。

(4) 特用作物の重要性が大きいこと
狭い耕地、しかも水田は1戸平均僅か2.8反で自家用飯米を生産するに過ぎず、耕種生産による現金収入

をあげるためには残る3.7反の畑の利用をおいてない。本町における作物作付面積は第4表の通りで、稲作は勿論耕種部門の根幹をなすものではあるが、作付面積から云えば麦作の方がむしろ多く、また現金収入をあげる面からいえば蔬菜作(特に白菜)及び工芸作に見るべきものが多い。特に工芸作はその種類が多様であり、狭い耕地

を集約的に利用して現金収入をあげるものとして農家経済においてその重要性が大きい。

(5) 自給的性格の強いこと

耕種の根幹たる稲作について自給的性格の強いことは前項で述べた通りであるが、麦及び雑穀についても同様である。一方生産面よりすれば、当地方は特に夏季の柴草刈及び冬季の落葉かきによる肥料の自給性が著しく大きい。夏季の柴草刈は通常9月初旬～10月初旬の間に行われ、刈った柴草は通称ゲロと称せられる堆積にしておき、春先きに柴おろしと称して山より持ち帰り、一部牛の敷草となるが大部分田に入れられ、田の肥料は殆んどこの柴草でもつてまかなわれる。冬季の落葉かきは通常12月～2月の間に行われ、これは堆肥として、厩舎から出る厩肥と併せて主として畑に使われる。このように田、畑共にその肥料の自給性が強いが、これは①稲作が自家用飯米を生産するに過ぎないため、購入肥料の使用を許さないこと、②畑作にこんじやく、たばこ等堆肥を多く必要とすること、③山村であるため容易に堆肥肥料の入手が出来ること、④また昔から和牛飼養が盛んであること等の理由によるものであろう。

(6) 和牛生産が重要な現金収入源となつていること

本町における家畜飼養の概況は第5表の通りである。

第5表 家畜飼養戸数及びその頭羽数 (昭30)

	役肉用牛	乳用牛	馬	豚	緬羊	山羊	鶏
飼養戸数	479 ^戸	3	1	4	18	74	616
飼養頭羽数	531 ^頭	4	2	6	23	76	2,680 ^羽

(注) 備中西部地域集約酪農振興計画書、現況説明書による。

飼養家畜中最も主要なものは和牛で、全農家654戸中73%の農家が飼養しており、また全農家1戸当飼養頭数は0.8頭である。前述の如く耕種生産中主穀作は自家消費にあてられ、耕種による現金収入は主として蔬菜及び工芸作物によるが、これらは何れも価格不安定で危険性が大きく、そう云う点から和牛生産は比較的安定せる、且つまとまつた現金収入源として農家経済において大きな意味をもっているわけである。

2. 本町における牛小作慣行の特徴

古来川上郡の産牛は「高山牛」として知られ、本町に隣接せる高山村(現在川上町の一部)がその発祥の地と云われる。その沿革について「岡山県川上郡畜産概況」によれば、この附近山林原野が多く、「皆牛馬ノ放牧地ニシテ此山ニ放牧セシ牛馬ハ無病健康ナリト称セラレ、」従つて近辺各村より「此ノ高山村ニ放牧スベク預託スルモノ多ク」、またそこで生産された牛は高山牛と称せられ、

※「川上郡産牛組合事業経営方法成績」(大正5年)

「初メ伯耆大山ノ牛市ニテソノ名声ヲ博シタ」と云われている。これによればこの地方に古くから牛馬預託の慣行があつたことが明らかである。またこの場合の預託は恐らくは育成のための預託であつたろうし、牛小作発生ケースとしても特殊な事例であろう。もとよりかかる牛小作発生の原因については更に深く追求することが必要であろうし、またその歴史的発展の要因についての研究も重要であるが、ここでは一応ふれないことにする。

さて前節において述べた如き背景のもとに展開されている本町の牛小作慣行について、その特徴をみると次の通りである。

(1) 普及率が極めて高いこと

本町における牛小作状況は第6表の通りである。すな

第6表 牛所有別農家戸数

	所有牛飼養農家	小作牛飼養農家		計
		一部所有小作牛飼養農家	丸小作牛飼養農家	
実数	151戸	146	110	407
全上%	37%	36	27	100

(注) 昭30.1川上町役場調査資料による。

わち和牛飼養農家407戸について所有別にその戸数を見ると、所有牛(手牛と称す)飼養農家は37%に過ぎず、残りの63%は丸々小作(素預り、その牛を素牛と称す)か、或いは一部所有小作(共有ともいう)の牛飼養農家で、何れにしても小作慣行上にあるもので、その普及率は極めて高い。

(2) 一部所有小作牛の多いこと

前掲表で見られる如く、一部所有小作牛飼養農家の割合が36%を占めて全和牛飼養農家の3/5を越え、また丸小作牛飼養農家よりもはるかに高い割合を占めていること

第7表 階層別牛所有形態別農家戸数及び同割合

	所有牛飼養農家	小作牛飼養農家		計
		一部所有小作牛飼養農家	丸小作牛飼養農家	
実数	5反未満	22戸	27	37
	5～7.5反	53	54	159
	7.5～10.0反	52	44	115
	10.0反以上	24	21	47
	計	151	146	407
全上%	5反未満	26%	31	43
	5～7.5反	33	34	100
	7.5～10.0反	45	38	100
	10.0反以上	51	45	100
	平均	37	36	100

(注) 前掲、川上町役場資料による。

は、当地牛小作慣行の大きな特徴である。

(3) 耕作階層別の特徴の見られること

前掲第6表を耕作階層別に見ると第7表の通りとなる。すなわちその割合から云えば所有牛飼養農家は階層が大きくなるにつれてその割合も大きくなり、一部所有小作牛飼養農家の割合も同様の傾向を示す。反対に丸小作牛飼養農家は、階層が大きくなるにつれてその割合は小さくなり、特に10反以上の階層において極めて小となる。以上は階層別に牛小作慣行においてその小作形態別に見られる著しい特徴である。

(4) 部落別にも特徴の見られること

同様に部落別にもその特徴が窺える。すなわち第8表の通りで、三沢と領家は所有牛飼養農家が略々50%で、

第8表 部落別牛所有形態別農家戸数及び同割合

	所有牛飼養農家	小作牛飼養農家		計	
		一部所有小作牛飼養農家	丸小作牛飼養農家		
実数	地頭	30戸	30	14	74
	七地	21	69	44	134
	三沢	48	21	25	94
	領家	52	26	27	105
	計	151	146	110	407
全上%	地頭	40.5	40.5	19.0	100
	七地	15.5	51.5	33.0	100
	三沢	51.0	22.5	26.5	100
	領家	49.5	25.0	25.5	100
	平均	37.0	36.0	27.0	100

一部所有小作牛飼養農家と丸小作牛飼養農家が略々似た割合を示す。一方地頭は所有牛飼養農家と一部所有小作牛飼養農家の割合が全く等しく、丸小作牛飼養農家の割合が顕著に低くなっている。また七地は所有牛飼養農家割合が著しく低く、一部所有小作牛飼養農家の割合が50%を越え、また丸小作牛飼養農家の割合も顕著に高くなっている。その原因としては、地頭が本町における町部であり、一方七地が本町において最も自然的条件も悪く、また後でふれるが、この部落に最も家畜商の勢力が深く入っていることなどによるものと思われる。

(5) 畜主に家畜商が多く、またその貸付規模が比較的大であること

本町における牛小作慣行が極めて普及しており、和牛飼養農家の約近くが丸小作牛飼養にし、一部所有小作牛飼養にし、何れにしても牛小作慣行上にあることは前述せる通りである。ところで、これらの小作農家に対する畜主については、これを概括的に知ることの出来る統計資料もなく、また全般的な調査を行うことが出来な

かつたため、数字的にその実態をつかむことが困難であるが、大よそのところ全小作農家の70%の畜主が家畜商であると云われている(町役場及び農家の聴取)。本町において小作牛飼養農家の経済性を検討するために、我々が調査した15戸の和牛飼養農家中、11戸の小作牛飼養農家についてそれぞれの畜主の職業とその関係とをみると第9表の通りである。すなわち小作農家とは既先関係を

第9表 畜主の職業及び小作農家との関係

調査農家番号	全左所在大字名	小作形態別	畜主名	全左所在大字名	職業	小作農家との関係
1	領家	丸小作	T	高山村	農業	親戚
2	地頭	〃	Ma	地頭	家畜商	既先
3	三沢	〃	Ho	〃	商業	親戚
4	七地	〃	Hi	平川村	家畜商	既先
5	〃	〃	Y	大賀村下大竹	〃	〃
6	地頭	一部所有小作	O	大賀村	製米・運送業	不詳
7	七地	〃	Y	〃	家畜商	既先
8	地頭	〃	Ma	地頭	〃	〃
9	三沢	〃	〃	〃	〃	〃
10	地頭	〃	K	美星町	〃	〃
11	〃	〃	Ma	地頭	〃	〃

(注) 昭31.4 調査

有する家畜商が畜主であるもの8戸、1戸の関係不明を除いて残り2戸の畜主が非家畜商であるが、何れも親戚関係となっている。この家畜商畜主の割合が第10表にみられる通り60~80%、平均70%に及んでいることから、先にあげた町全体の大半その割合70%も、実情と甚だしくはづれているとは思われない。

第10表 家畜商畜主の割合

		家畜商	その他	計
実数	丸小作牛飼養農家	3戸	2	5
	一部所有小作牛飼養農家	5	1	6
	計	8	3	11
全上%	丸小作牛飼養農家	60%	40	100
	一部所有小作牛飼養農家	83	17	100
	平均	73	27	100

(注) 31.4 現在

またこれらの家畜商畜主はその貸付規模が大きい。前掲第9表の11戸についてさえも、地頭の家畜商Maが畜主であるもの4戸、隣村大賀村下大竹の家畜商Yが畜主であるもの2戸、その他の何れも町外の家畜商畜主各1

※ この調査結果は追って報告の予定である。

戸となっており、小作牛が少数の家畜商畜主に集中されていることが推測される。

前項において七地部落に牛小作農家の多いことを見たが、同部落和牛飼養農家134戸(前掲第8表参照)中、上述の下大竹の家畜商Yに關係のある牛を飼養しているもの80戸(60%)、うち丸小作30戸、一部所有小作50戸と称せられている。この家畜商Yは当地方最大の家畜商であるが、その既先は七地・三沢の両部落から隣村大賀村(現在川上町)の各部落に亘り、その既先数(実質的に丸小作牛或いは一部所有小作牛を飼養させている農家)300戸と称せられている。本町内ではその地盤を主として七地においている關係上、さきにもふれた如く七地における牛小作慣行の普遍化に大きな影響を与えているものと思われる。

以上の如く家畜商Yは家畜商としての力も強く、また畜主としては巨大畜主で一応別格としても、家畜商Maにしても季莊、大賀に既先約40戸を有し、丸小作牛10頭、一部所有小作牛30頭を預けており、平川村の家畜商Hiも80頭の丸小作牛、一部所有小作牛を有していると云われる。畜主、特に家畜商の側から小作牛の頭数を正確につかむことは極めて困難であるが、大体以上の個別例より、略々その実態を推測しうる。

Ⅲ 家畜商の既先支配と牛小作との關係

牛小作は牛の非所有的飼養者と非飼養的所有者の存在を前提とし、両者の間に収益分収の契約のもとに実際に牛の貸借關係が結ばれることによつて成立する。従つて牛小作慣行が普遍的であるためには、農村社会に非所有的飼養者と非飼養的所有者の存在を許すところの社会的經濟的な基盤が存在しなくてはならない。前章において我々は畜主に家畜商が支配的である中国地方の一和牛生産地である村の性格について述べ、更にそこに展開されている牛小作慣行の特徴について述べた。我々は先に「三瓶山周辺農村における牛小作慣行」において、小作牛飼養農家の經營的分析を行い牛小作成立の要因を考察したが、同様に本調査地の一般的性格の中に当地における牛小作慣行を普遍的ならしめる社会的經濟的な基盤の一部を認めることが出来る。すなわち、①山村であること ②農家の經營規模が小さいことは一般に農業生産力が低く農家の經濟力が乏しいことを意味するし、③畑地率が高いこと、④特用作物の重要性が大きいことは既肥生産用として農業經營上和牛飼養の必要性を大ならしめるものであり、更に ⑤自給的性格が強いこと、⑥和牛生産が重要な現金収入源となつてゐることは比較的和牛飼養を容易ならしめる条件をなすからである。若干の敷

衍を行うならば、これらは(a)牛が必要であるし、また(b)比較的容易に飼養出来るけれども、(c)購入資金に乏しい農家の存在することを意味する。もつともこれらの条件は何れも非所有的飼養者の存在を許す社会的經濟的基盤をなすものであるが、一方家畜商を代表とする商業資本が、非飼養的所有者の存在基盤となつて前者と結びつき、普遍的な牛小作慣行を展開したものと思われる。

ここに牛の非所有的飼養者と非飼養的所有者の両者を結びつけるものは、三瓶山周辺農村の場合には親方・子方的關係であつたが、家畜商畜主型の本調査地においてはそれは家畜商と和牛飼養農家の既先關係であると思ふことが出来る。

家畜商の既先支配と牛小作との關係をみると次の通りである。

家畜商にとつて牛小作は最初は自己の既先(取引先農家)確保の一手段として開始され、維持されたものであろうが、進んで家畜商の既先支配が確立されると、牛小作は今度は生産農家搾取の手段と変貌する。家畜商の生産農家に対する既先支配の確立は、当地方においては通常次のような面を通じて行われる。すなわち

- (1) 和牛購入資金の一部または全部の融通
- (2) 飼養管理技術に関する指導
- (3) 生産犢販売上の優位性
- (4) 後既入上の責任の遂行

等である。以上の各項目についての説明は省略したい。が、かつての土地小作において地主が土地改良を行い、小作人の耕種技術を指導してきたと同様に、畜主が小作人の和牛飼養管理技術を指導していることは、畜産における著しい後進性を物語るものである。

さて、これらの諸点を通じて長年月に亘り家畜商の既先支配が進められると、農家は特定家畜商の助言なしでは和牛飼養を行うことが不安な状態となり、しかもその助言が当家畜商所有の小作牛(一部所有小作牛も含めて)についてなされた場合は絶対的なものであり、またその助言を認めない場合には小作牛の引揚げは当然のこととして、それに伴う後既入など殆んど不可能となることすら起り得る。ここにおいて家畜商の生産農家に対する地位は一段高いものとなり、既先支配が確立されるや、こうした結びつきが生産農家搾取の基盤となる。従つて家畜商にとつては農家が自作化することは、長年月にわたる既先支配の一郭がくづれ去ることを意味するわけで、当然家畜商は牛小作慣行の積極的維持勢力となる。かくて家畜商畜主型の牛小作慣行においては、牛小作は家畜商の既先支配の因となり、果となつて益々再生産される傾向をもつ。

Ⅲ 家畜商畜主型の牛小作の弊害

かくの如く家畜商が小作農家の既先を支配する結果、生産及び販売の両面より畜主である家畜商の干渉が行われるが、小作農家の経営において生ずる牛小作の弊害中最も著しいものは次の如くである。

1. 小作農家の経営自主性の束縛

畜主たる家畜商は自己の採算において生産物の販売を農家に強制する。県条例により生産農家は其の生産物を地元の地頭市場における犢セリ市に出場させねばならないが、家畜商が地頭の犢セリ市で販売するよりも当町に近接せる高梁市の普通市場で販売する方が有利であると考へた場合、畜主という立場から小作農家が其の生産物を販売しようとしてもこれに同意しない。こうしていわゆる「本人取り」となつた犢は再び小作農家の既に戻され、なお若干期間飼養された上、農家の現金収入を欲する足もとを見すかされて、殆んど犢セリ市における評価額でもつて家畜商に引き出されることになる。手荘町地頭市場における犢の入場頭数に対する販売頭数の割合は

第11表 入場頭数に対する販売頭数の割合

		♀	♂	平均
昭 30 年 度	地頭市場	21%	70	37
	川上郡各市場平均	19	67	36
	高梁市場	84	89	87
	和気市場	93	72	78
	津山市場	70	70	70
	岡山県平均	82	84	83
昭 29	地頭市場	14	54	30
	岡山県平均	76	81	79

(注) 地頭及び川上郡(4市場)平均は川上郡畜産資料による。
高梁、和気、津山各市場及び岡山県平均は岡山県畜産課「昭和30年度定期家畜市場成績」による。

第12表 地頭市場における犢の価額比較

		地頭市場	岡山県平均	島根県平均	全国平均
♀	30.2月	17,953 ^甲	20,100	22,503	26,845
	4	10,818	15,300	14,177	20,039
	8	16,953	18,600	20,139	…
	11	14,136	18,900	17,086	…
♂	30.2	9,316	11,400	11,712	12,658
	4	6,889	9,400	10,296	9,900
	8	10,450	10,600	12,531	…
	11	9,289	11,000	13,469	…

(注) 地頭、岡山県平均は前掲第3表(注)
島根県平均は、同県畜産課資料
全国平均は農林統計調査Vol. 5, No.10

※「牛小作の場合、仔牛の販売権は完全に馬喰にあり、云々」(9)

第11表の通りであるが、牝犢については20%で極めて低いことからこの間の事情を推測しうる。このことは最近地方小市場における買手数の減少と共に、セリ市そのものが家畜商の支配するところとなる傾向が強く、従つて第12表に見られる如く、価格も極めて低い値で本人取りとなるような仕組となつている。小作農家の立場からすれば、自分の欲する時にその生産物を販売出来ないのみならず、犢の販売に関する全権利を畜主たる家畜商に握られているわけで、その経営自主性が著しく束縛されることになる。

2. 小作農家の低収益性

生産物が家畜商によつて高梁市場で販売されると、予め低い価額で本人取りとなるように仕組まれた地頭市場との差 x は家畜商の取得するところとなる。従つて小作農家の収める部分は

$$(\text{実際の販売価額}) - x \frac{1}{2}$$

となり、契約上の分益割合は5:5であるにも拘らず、実際の分益割合は x が大きくなるに従つて不当に低下させられる。すなわち家畜商である畜主の市場活動による不当な利得を許すわけで、小作農家が其の経営上に蒙る損失は極めて大きい。家畜商がこの x 部分を不当に取得することを当地方で「はさる」と称するが、同じく岡山県の主要な牛生産地帯である阿哲郡においても同様な意味をもつ「長い短いがある」という言葉があつて、何れの場合も正当な商取引による利益ではなく、不当利得を収めることに用いられる。従つて家畜商畜主がかかる不当利得 x を収めることは、近くに高梁市場を有する本地方における特殊なものではなく、同じく家畜商畜主の多いといわれる阿哲郡を含めて家畜商畜主の場合に一般的に云いえるものと考えられる。この x 部分の大きさは一定ではなく、小作人对畜主の勢力関係、すなわち家畜商の既先支配度の如何によつて異つてくるが、何れにしても x 部分の存在することは著しく小作人側に不利となり、その分益割合は契約上は5:5であるにも拘らず、実質的には4:6に止まるのは良い方で、3:7にまで低下しているのが現状である。以上は繁殖丸小作(素預り)の場合であるが、一部所有牛小作の場合も全く同様に x 部分だけ余分に家畜商畜主が不当に取得することになる。家畜商畜主としては、投下資本額からいつて僅か脚1本乃至3本で既先を完全に支配しうるから、むしろ一部所有小作の方を有利とするわけで、家畜商畜主の場合、一部所有小作割合の多いことが説明される。

※ この点については、別稿小作牛飼養農家の分析において詳細にその実態を報告する予定である。

V むすび ——牛小作解消の方策——

一般に牛小作慣行は歴史的にも古く、また農村の封建性とも結びついて、早急にこれを解消することは困難であろう。また牛小作は決して牛の小作についてだけの問題ではない。[※]三瓶山周辺でみられた牛小作の場合、問題は零細農にとつて牛小作は特定人と親方・子方的関係を結ぶための一手段であるという点にあつた。すなわち、「誰某の厩となる」ことは、特定人の庇護下に入ることを意味するものとみられた。本調査地の場合、問題は牛小作は家畜商の厩先支配の一手段であるという点にある。すなわち特定家畜商と小作関係を結ぶことは当家畜商の完全な厩先支配下に入ることを意味し、しかも小作対象物件が家畜商本来の取引対象物件であるため、小作牛は厳重な監視下におかれ、また取引の際に極めて苛刻な搾取をうけることになる。従つてどのような形態の牛小作の場合でも、一般に牛小作解消は農家経済の向上にあり、そのためには農業生産力の拡充増強が根本問題であるとは云え、最初に述べた如く、牛小作は畜主の性格の如何に従つてその本質、内容及び収取関係を異にするから、牛小作解消について、より具体的にはそれぞれの類型の場合について適切な方策が考慮されねばならない。

本稿においてとりあげた家畜商畜主型の場合、牛小作の本質はそれが家畜商の厩先支配の手段として利用されているという点にある。従つて牛小作解消の方策は生産農家をして家畜商の厩先支配から脱却せしめることにある。すなわち和牛飼養農家を家畜商と対等の位置まで引き上げることこそ、その基本的な問題である。勿論零細農家にとつて牛小作慣行の「早急なる廃止は客観的に不可能」⁽¹⁰⁾であるとしても、小作農家の地位が向上すれば少くともその収取関係はより改善されるだろう。それは現在家畜商の厩先支配度の如何によつて、 x 部分に相異のあることから容易に推察出来ることである。

生産農家をして家畜商の厩先支配から脱却せしめるには、その厩先支配の確立過程からみて次の如き方策が考えられねばならない。

(1) 国家或いは農協の融資………資金をもたない農家に資金を融通することは先ず必要である。しかしこの場合、役場、農協或いは畜連等に及んでいる家畜商の勢力に影響されることなく、民主的な運営が望ましい。

(2) 和牛飼養管理技術の向上………生産農家の和牛飼養管理技術を向上させねばならない。従来彼等は和牛の飼養管理について家畜商に依存することが極めて大きかつたし、このことが家畜商の厩先支配の一原因ともなつてきたからである。生産農家の技術向上には、農協或い

は畜産組合等が技術の指導組織、或いは普及組織を確立して農家に対して技術の滲透をはかることが必要であり、農家もまたこれらの近代的指導組織によつて技術の向上をはかるべきである。

(3) 流通機構の整備………生産物の販売において、出来るだけ家畜商勢力を排除しなければならない。そのためには家畜商の支配下におち入り易い地方小市場についての再検討を行い、更に完全なセリ市によつて生産農家が家畜商の手を借りずに有利に生産物の販売が行えるように流通機構を整備することが必要である。

以上の通り、牛小作解消には種々の困難があり、生産農家が自意識をもつことが先づ必要であるけれども、農協その他の指導機関も上述せる如く農家の経営に深く立ち入つた指導が必要である。特に家畜商畜主型牛小作の場合、生産農家の厩先から家畜商勢力を排除するためには、経営的な指導が必要である。(1956.2.28)

引用文献

- (1) 宮坂梧朗：産業資本の確立過程における家畜小作制 岡田 温選集 別巻：pp. 309—391, 1937
渡部 牧：特殊小作制残存部落の農業経営 第6章 pp. 88—89, 1943
- (2) 渡部 牧：前掲書：pp. 89—90
森嘉兵衛：近世奥羽農業経営組織論：pp. 267—282, 1953
- (3) 小野茂樹：最近における預託牛の慣行 畜産の研究 Vol. 5 No. 9：pp. 7—9, 1951
菊地昌典：和牛流通過程における馬喰の役割について 農村研究 No. 7：pp. 55—56, 1957
- (4) 宮坂梧朗：前掲書：pp. 357—365
伊藤俊夫：酪農経済論 第2章 乳牛預託の一形態 pp. 56—70, 1951
- (5) 竹浪重雄：三瓶山周辺農村における牛小作慣行について 島根農大研究報告 No. 4：pp. 118—120, 1956
- (6) 宮坂梧朗：前掲書：pp. 323—347
渡部 牧：前掲書：pp. 88—89
- (7) 竹浪重雄：前掲書：pp. 126—127
- (8) 菊地昌典：前掲書：p. 56
- (9) 菱沼達也外：畜産における家畜小作の位置とその解消に関する研究：pp. 79, 96, 1956
- (10) 菱沼達也、菊地昌典：家畜小作について 昭和31年度農業経済学会報告要旨：pp. 46—47, 1956

⁽⁹⁾
※ 馬小作の場合も同様のことがいわれている。